

出願資格

学部生



1 出願時に慶應義塾大学学部1年、2年もしくは3年に在籍している者。

- 学部1年の場合は、出願時に2学期目に在籍し、かつ留学時に2年に進級予定の者を出願可とします。
- 学部4年の者は、所属学部において留学することが認められている場合は出願可とします。留学の可否については、事前に必ず所属学部の学事担当に確認をしてください。

※学部4年に在籍する者で、次年度に慶應義塾大学大学院に在籍予定の者は、「**大学院生および大学院に進学予定の学部4年生**」を参照してください。

2 留学期間終了時まで必ず本学に在籍していること。

※学内出願時から留学開始前の学期までの休学を認めますが、休学期間は学期単位での認定となります。慶應義塾大学での学期は、春学期が4月1日～9月21日、秋学期が9月22日～3月31日となりますが、協定校のなかには、秋学期が9月21日以前に開始となる大学も多くあります。この場合、留学開始日が本学の春学期と重複していることから、原則春学期の休学は認められません。同様に、春出発の場合で、留学先の学期が3月31日以前に開始となる場合は、留学開始日が本学の秋学期と重複していることから、原則秋学期の休学は認められません。派遣交換留学参加前の休学を検討されている場合、この点について十分ご注意ください（ただし、一部学部・研究科では、認められる場合もありますので、詳細は、各学部・研究科の学事担当にお問い合わせください）。なお、派遣候補生になった場合、休学中であっても、各種オリエンテーションへの参加および協定校への出願を行っていただけます。また、派遣交換留学の開始から終了までの期間の在籍状況は「留学」となり、学費は慶應義塾大学に全額納入いただけます。この期間中は休学することは認められません。

3 学業成績が優秀であること。 成績証明書における大学学部1年次からの成績の累積（GPA）が**2.00以上**であることかつ、学内選考出願時点で、各協定校の定める成績要件の最低基準を満たしていること。

自身の成績が各協定校の定める成績要件の最低基準より低い場合は、当該協定校を志望校としてあげることはできません。

4 各募集時期の書類提出期間内に、留学先大学での予定使用言語の証明書を提出できること。

英語の語学能力証明書が必要な大学への留学を希望する場合

TOEFL iBT総合70点以上もしくはIELTS総合5.5以上であることかつ、学内選考出願時点で、各協定校の定める語学能力要件の最低基準を満たしていること。

5

英語以外の言語により現地で授業を履修する場合

その言語の能力を証明する書類が必要です。

※学内選考出願時点で希望する協定校の定める語学能力要件の最低基準を満たしていない場合、その大学は学内選考対象外となるので注意してください。

※協定校側でセクションごとの要件が課されている場合は、セクションごとの要件も満たしている必要があります。セクションごとの要件を満たしていない場合、その大学は学内選考対象外となるので注意してください。

※TOEFL iBTはTest Date Scoresのみ有効とします(My Best Scoresは評価されません)。

※IELTSはアカデミック・モジュールのみ受け付けます(One Skill Retake Scoresは受け付けません)。

※協定校が定める語学能力要件を満たしていない場合、学内選考時に志望大学としてあげることができません。

※上記の語学能力要件は、学内出願資格として定める必要最低限の基準です。留学先で英語以外の言語にて履修を希望する場合でも、協定校が定める語学能力要件を学内出願時点で満たしていることが強く望まれます。協定校が定める語学能力要件を満たしていない場合には、原則として協定校からの受入許可がありません。

※英国の協定校への留学を希望する場合には学内出願時にIELTSのスコアを提出することが望ましいですが、TOEFL iBTのスコアが各協定校の募集要項に記載されている場合、TOEFLのスコアでも学内選考は出願可能です。ただし、英国ビザ取得や留学先大学への出願の際にIELTSのスコアが必要になる場合は、速やかにIELTSを受験し、必要点数を満たすスコアを取得する必要があります。

※TOEFL iBT Home Edition/IELTS Onlineでの出願は受け付けません。

学内選考募集期日までに必ずテストセンター受験型のTOEFL iBT/IELTSのスコアレポートをご用意ください。

※IELTSでは、Investigation (IELTS本部が受験者にランダムで行っている調査)の対象になると、試験結果が届くまでに通常より大幅に時間を要します。TOEFLにおいても、再採点を依頼しているうちは、テストスコアは無効となるため、こうした事態が発生した場合でも期日までにスコアを提出できるよう、必ず余裕をもって受験するようにしてください。いかなる場合においても、期日後の提出は認められません。

6

誓約書の内容を理解し、保証人の承諾を得られること。

誓約書は以下のページからダウンロードが可能です。

 https://www.ic.keio.ac.jp/keio_student/exchange/applications.html

各学部の制約と特記事項

- ① 留学するにあたり、各学部の制約や特記事項があります。出願前に履修案内を熟読し、必ず各学部の学事担当者または学習指導担当教員などに確認・相談してください。
特に、以下の点について、必ず出願前に所属学部と確認をするようにしてください。
 - 通年科目の取り扱いや、単位認定・進級・卒業などに関する事項について
 - 4年間で卒業を希望する場合、卒業に必要な条件について
 - 留学をした場合のゼミ選考のスケジュール、ゼミの取り扱い
 - (SFC所属の学生の場合)卒業プロジェクトと留学の両立について
 - 帰国後に進級を希望する場合は、進級条件について
- ② 医学部・看護医療学部・薬学部在籍者は、交換留学による長期留学はカリキュラム上、難しい場合があります。必ず事前に学事担当者または学習指導担当教員などに確認・相談してください。また、外国の医療系分野の教育制度上、応募しても派遣交換留学生となるのが難しい場合があります。

出願上の留意点

- ① 派遣人数は募集年度ごとに異なる場合があります。
- ② 各協定校の応募資格、語学能力等の条件は、募集要項発行時点のものであるため、変更の可能性があります。最新の情報は、国際センターのWebサイトで随時お知らせします。
- ③ 過去に全塾の派遣交換留学生として派遣されたことがあり、かつ再度交換留学に応募を希望する場合は、応募前に必ず学生部国際交流支援グループに相談してください。制度上、全塾交換留学は通算で2回まで参加できますが、2度目の出願の際には交換留学未経験の学生が優先される場合があります。
- ④ 学内選考通過者は、あくまでも「慶應義塾大学派遣交換留学候補生」であり、協定校からの受入許可をもって正式に留学が決定します。留学先大学では、学位を取得することはできません。
- ⑤ 協定校の出願資格を満たさない場合、もしくは協定校による急な条件の変更等により、受入許可が出ない場合があります。
- ⑥ 各協定校の履修条件を満たさない場合や登録人数制限がある場合は、希望する学部への所属や科目の履修ができない場合があります。交換留学生の受入が不可または履修制限がある学部は、協定校別募集要項および協定校Webサイトを確認ください。また、特に制限がない学部であっても、最終的な受入は協定校側の判断となり、ご自身の希望学部にも必ずしも所属できるとは限りません。この点を理解し、柔軟に学習計画を立ててください。
なお、以下の分野では、一般的に交換留学生に対して何らかの履修制限を設けているケースが多いため、志望校の選択にあたって特に注意してください。
Business, Economics, Law, Computer Science, Architecture, Medicine, Nursing
- ⑦ 学内選考通過後は、原則として留学の辞退を認めていません。
出願前に、留学計画をよく練ってください。
- ⑧ 留学中にかかる費用について、保証人とよく相談し、事前に保証人等の経済的負担者の了解を得たうえで出願してください。
留学先大学への出願手続きやビザ取得の手続きにおいては、留学期間中の費用が準備されていることを証明するために、金融機関の残高証明書の提出が出発前に必要となる場合があります。留学に必要な費用は留学する国や大学で異なりますが、学費を除いた生活費は、150万円～300万円以上かかる可能性があります。また、派遣交換留学において、留学中は慶應義塾大学に学費を納入することで、留学先での授業料の支払いは免除されますが、それ以外のプログラム参加にかかる諸費用 (Semester Fee/Orientation Fee/Technology Feeなど)は、各自で協定校に支払う必要があります。特に、北米の大学においては、諸費用の合計が数十万円に上ることもあります。全塾派遣交換留学生として、留学中は学びに専念できるよう事前に留学先での生活を想定し、経済面を含め準備を整えてください。
- ⑨ 出願時に登録する連絡先は、keio.jpのメールアドレスを入力してください。
- ⑩ 留学開始前に休学を検討されている場合、休学・復学の時期に注意が必要です。
留学開始直前の学期の休学が認められない場合もありますので、留学開始前の休学を検討されている方は、ご自身が休学が可能なのか、また、休学した場合、いつまでに復学手続きをする必要があるかどうかについて、事前に所属学部の学事担当に必ずご確認ください。
- ⑪ 交換留学先での宿舎は保証されていないため、派遣先大学が提供する宿舎に入居できなかった場合は、自分で民間の宿舎等を手配する必要があります。また、宿舎の手配にあたっては、本学国際センターでは物件の斡旋や情報提供等、部屋探しに関するサポートはできかねますので、あらかじめご承知おきください。

- ⑫ 国際センターでは、派遣交換留学生が個人の判断で留学期間を短縮することや、自己都合（インターシップや就職活動等を含む）により早期帰国することは一切認めていません。また、留学先にて授業自体が終了している場合であっても、学期末試験の受験や課題（レポート等）の提出を残した状況での帰国は認めておりませんので、その点に十分留意したうえで、進級・卒業にあたってのスケジュールを立ててください。
- ⑬ 学内選考通過者は、海外の協定校からの受入留学生をサポートする、「留学生サポータープログラム」への参加が、原則必須となります。渡航前もしくは帰国後に、最低1回はこちらにご参加いただく必要がありますので、あらかじめご承知おきください。

海外旅行保険ならびに海外危機管理サポートについて

- 派遣交換留学制度を利用し留学する塾生は、出発から帰国までの期間を補償する本学指定の海外旅行保険への加入ならびに海外危機管理サポートへの登録が義務付けられています（12ヵ月で15万円程度を予定）。本学指定の海外旅行保険に加入した場合であっても、留学先大学や留学先国のビザを取得するために現地保険に加入が求められる場合は、双方の保険に加入する必要があります。
- 留学先大学から別途加入を求められる場合、留学先国・地域や渡航期間によって保険料額はさまざまで10万円～40万円程度になることがあります。特に北米の一部の大学では高額な保険への加入が必要になる場合があり、保険料額は本学指定の海外旅行保険と併せて合計 55万円程度になることもあります。
- 留学先大学で加入が求められる保険に関しては、留学先大学の都合等で毎年変わる場合があり、留学先大学への留学の手続きを進める中で、各自確認していただきます。
- 一部の大学では、留学先大学が指定する一定基準の補償内容をカバーした保険に日本で加入していることを指定期日までに書面で証明することにより、現地での保険加入が免除される場合があります。
- 保険の加入やビザ申請等は、留学が決まった塾生が各自の責任において行うものですのであらかじめご了解ください。
- これは、たとえご自身の国籍やご実家等のある国へ留学をする場合であっても、派遣交換留学生全員に対して加入が義務付けられているものとなります。

大学院生および大学院に進学予定の学部4年生

大学院生の留学について

大学院生が慶應義塾大学派遣交換留学制度で留学しようとする場合、学部生とは異なった準備やプロセスが必要となることがあります。特に欧米の大学で、研究内容がより専門的であることから、留学先の事情により学部生より留学がスムーズに認められず、その結果留学受入れ自体が不可となることもあります。希望する留学先大学への留学を実現するために、事前に情報収集を徹底してください。留学希望先の大学のWebサイトで指導教員候補などを調べ、早めにコンタクトをとり、慶應義塾大学での指導教員にも相談をするようにしてください。

また、大学や分野によっては、受入の可否について慶應義塾大学から事前の確認が必要な場合があります。大学院生で交換留学を希望する塾生は、**各出願期日の4週間前までに**、以下の情報を記載のうえ、必ず学生部国際交流支援グループ宛てにK-Supportにてご相談ください。

- 出願を希望する協定校
- 現地で所属を希望するFaculty / School
- 現地で予定している研究形態（〈例〉研究活動のみ、研究活動&授業履修）
- 現地での使用言語

※出願期日の4週間前までにご連絡いただかなかった場合は、出願の受付ができかねますので、必ず早めにご連絡ください。

1 慶應義塾大学大学院修士課程／前期博士課程、後期博士課程に在籍している者および慶應義塾大学学部4年に在籍する者で、次年度に慶應義塾大学大学院に進学予定の者。

●各課程の最終学年に在籍する者は、原則として応募できません。

※質問がある場合は、各応募期間前に、以下宛てにK-Support(在籍状況等によりK-Supportが利用できない環境の者はメール)にて相談してください。

相談先 K-SupportのFAQ・問い合わせ「04 国際交流（派遣交換留学等）」よりお問い合わせください。

メールアドレス ✉ ic-outbound@adst.keio.ac.jp

2 留学期間終了時まで必ず本学に在籍していること。

※学内出願時から留学開始前の学期までの休学を認めますが、休学期間は学期単位での認定となります。慶應義塾大学の学期は、春学期が4月1日～9月21日、秋学期が9月22日～3月31日となりますが、協定校のなかには、秋学期が9月21日以前に開始となる大学も多くあります。この場合、留学開始日が本学の春学期と重複していることから、原則春学期の休学は認められません。同様に、春出発の場合で、留学先の学期が3月31日以前に開始となる場合は、留学開始日が本学の秋学期と重複していることから、原則秋学期の休学は認められません。派遣交換留学参加前の休学を検討されている場合、この点について十分ご注意ください（ただし、一部学部・研究科では、認められる場合もありますので、詳細は、各学部・研究科の学事担当にお問い合わせください）。なお、派遣候補生になった場合、休学中であっても、各種オリエンテーションへの参加および協定校への出願を行っていただきます。また、派遣交換留学の開始から終了までの期間の在籍状況は「留学」となり、学費は慶應義塾大学に全額納入いただけます。この期間中は休学することは認められません。

学業成績が優秀であること。

学内選考出願時に学部4年生の場合は、成績証明書に記載されている大学学部1年次からの成績の累積（GPA）が**2.00以上**であること。大学院生の場合は、各課程（修士課程等）の成績の累積（GPA）が**3.30以上**であること。

3

また、各協定校の定める成績要件の最低基準を満たしていること。

- これまで所属したすべての学部および大学院の成績証明書を提出すること。
- 他大学出身者は、出身大学から成績証明書を取り寄せて提出すること。
- 自身の成績が各協定校の定める成績要件の最低基準より低い場合は、当該協定校を志望校としてあげることはいけません。

出願時に慶應義塾大学での指導教員からの留学許可を得ていること。

4

また、留学を許可する内容の文書（手紙やメール等形式は問いません）を提出できること。

出願時に各志望大学の指導教員から受入内諾を得ていること。

5

また、受入を内諾する内容の文書（手紙やメール等形式は問いません）を提出できること。なお、当該大学の事情により内諾を得られない場合は、理由書を提出すること。

6

科目履修や論文指導、フィールドワーク等について、留学時の具体的な研究計画を明記できること。

7

各募集時期の書類提出期間内に、留学先大学での予定使用言語の証明書を提出できること。

大学院生の要件については、国際センターのWebサイトに掲載されている「協定校別募集要項」を確認してください。

英語の語学能力証明書が必要な大学への留学を希望する場合

TOEFL iBT総合70点以上もしくはIELTS総合5.5以上であることかつ、学内選考出願時点で、各協定校の定める語学能力要件の最低基準を満たしていること。

8

英語以外の言語により現地で授業を履修する場合

その言語の能力を証明する書類が必要です。

※学内選考出願時点で希望する協定校の定める語学能力要件の最低基準を満たしていない場合、その大学は学内選考対象外となるので注意してください。

※協定校側でセクションごとの要件が課されている場合は、セクションごとの要件も満たしている必要があります。セクションごとの要件を満たしていない場合、その大学は学内選考対象外となるので注意してください。

※TOEFL iBTはTest Date Scoresのみ有効とします（My Best Scoresは評価されません）。

※IELTSはアカデミック・モジュールのみ受け付けます（One Skill Retake Scoresは受け付けません）。

※協定校が定める語学能力要件を満たしていない場合、学内選考時に志望大学としてあげることはいけません。

※上記の語学能力要件は、学内出願資格として定める必要最低限の基準です。留学先で英語以外の言語にて履修を希望する場合でも、協定校が定める語学能力要件を学内出願時点で満たしていることが強く望まれます。協定校が定める語学能力要件を満たしていない場合には、原則として協定校からの受入許可がありません。

※英国の協定校への留学を希望する場合には学内出願時にIELTSのスコアを提出することが望ましいですが、TOEFL iBTのスコアが各協定校の募集要項に記載されている場合、TOEFLのスコアでも学内選考は出願可能です。ただし、英国ビザ取得や留学先大学への出願の際にIELTSのスコアが必要になる場合は、速やかにIELTSを受験し、必要点数を満たすスコアを取得する必要があります。

※TOEFL iBT Home Edition/IELTS Onlineでの出願は受け付けません。

学内選考募集期日までに必ずテストセンター受験型のTOEFL iBT/IELTSのスコアレポートをご用意ください。

※IELTSでは、Investigation（IELTS本部が受験者にランダムで行っている調査）の対象になると、試験結果が届くまでに通常より大幅に時間を要します。TOEFLにおいても、再採点を依頼しているうちは、テストスコアは無効となるため、こうした事態が発生した場合でも期日までにスコアを提出できるよう、必ず余裕をもって受験するようにしてください。いかなる場合においても、期日後の提出は認めていません。

9

誓約書の内容を理解し、保証人の承諾を得られること。

誓約書は以下のページからダウンロードが可能です。

https://www.ic.keio.ac.jp/keio_student/exchange/applications.html

各研究科の制約と特記事項

留学するにあたり、各研究科の制約や特記事項があります。留学先大学で履修した科目の単位認定は、研究科ごとに規程（通年科目の取り扱いや単位認定・進級・卒業などに関する事項）が異なります。

出願前に履修案内を熟読し、必ず指導教員および各研究科の学事担当者などに確認・相談してください。帰国後に在学年数への算入を希望する者は、所属研究科の学事担当窓口にて手続きを取ってください。

出願上の留意点

- ① 大学院生派遣交換留学については、大学や分野によっては慶應義塾大学からの事前の確認が必要な場合があります。

● **大学院への交換留学を考えている塾生**

各応募期間の締切4週間前までに、以下宛てにK-Support(K-Supportが利用できない環境の者はメール)にて相談してください。その際、以下の4点についてあわせてお知らせください。

- **出願を希望する協定校**
- **現地での所属を希望するFaculty/School**
- **現地で予定している研究形態（〈例〉研究活動のみ、研究活動&授業履修）**
- **現地での使用言語**

※出願期日の4週間前までにK-Supportにてご連絡いただかなかった場合は、出願の受付ができかねますので、必ず早めにご連絡ください。

相談先

学生部国際交流支援グループ

K-SupportのFAQ・問い合わせ「04 国際交流（派遣交換留学等）」よりお問い合わせください。

メールアドレス [✉ ic-outbound@adst.keio.ac.jp](mailto:ic-outbound@adst.keio.ac.jp)

- ② 大学院生は、原則大学院相当の課程に留学してください。
- ③ 派遣人数は募集年度ごとに異なる場合があります。
- ④ 各協定校の応募資格、語学能力等の条件は、募集要項発行時点のものであるため、変更の可能性があります。最新の情報は、国際センターのWebサイトで随時お知らせします。
- ⑤ 過去に全塾の派遣交換留学生として派遣されたことがあり、かつ再度交換留学に応募を希望する場合は、応募前に必ず学生部国際交流支援グループに相談してください。制度上、全塾交換留学は通算で2回まで参加できますが、2度目の出願の際には交換留学未経験の学生が優先される場合があります。
- ⑥ **学内選考通過者は、あくまでも「慶應義塾大学派遣交換留学候補生」であり、協定校からの受入許可をもって正式に留学が決定します。留学先大学では、学位を取得することはできません。**
- ⑦ 協定校の出願資格を満たさない場合、もしくは協定校による急な条件の変更等により、受入許可が出ない場合があります。
- ⑧ 各協定校の履修条件を満たさない場合や登録人数制限がある場合は、**希望する学部への所属や科目の履修ができない場合があります。**交換留学生の受入が不可または履修制限がある学部は、協定校別募集要項および協定校Webサイトを確認ください。また、**特に制限がない学部であっても、最終的な受入は協定校側の判断となり、ご自身の希望学部にも必ずしも所属できるとは限りません。この点を理解し、柔軟に学習計画を立ててください。**
- ⑨ 学内選考通過後は、原則として**留学の辞退を認めていません。**
出願前に、留学計画をよく練ってください。
- ⑩ 留学中にかかる費用について、保証人とよく相談し、事前に保証人等の経済的負担者の了解を得たうえで出願してください。

留学先大学への出願手続きやビザ取得の手続きにおいては、留学期間中の費用が準備されていることを証明するために、金融機関の残高証明書の提出が出発前に必要となる場合があります。留学に必要な費用は留学する国や大学で異なりますが、学費を除いた生活費は、150万円～300万円以上かかる可能性があります。また、派遣交換留学において、留学中は慶應義塾大学に学費を納入することで、留学先での授業料の支払いは免除されますが、それ以外のプログラム参加にかかる諸費用（Semester Fee/Orientation Fee/Technology Feeなど）は、各自で協定校に支払う必要があります。特に、北米の大学においては、諸費用の合計が数十万円に上ることもあります。全塾派遣交換留学生として、留学中は学びに専念できるよう事前に留学先での生活を想定し、経済面を含め準備を整えてください。

- ⑪ 留学開始前に休学を検討されている場合、休学・復学の時期に注意が必要です。
留学開始直前の学期の休学が認められない場合もありますので、留学開始前の休学を検討されている方は、ご自身が休学が可能なのか、また、休学した場合、いつまでに復学手続きをする必要があるかどうかについて、事前に所属学部の学事担当に必ずご確認ください。
- ⑫ 国際センターでは、派遣交換留学生が個人の判断で留学期間を短縮することや、自己都合（インターンシップや就職活動等を含む）により早期帰国することは一切認めていません。また、留学先にて授業自体が終了している場合であっても、学期末試験の受験や課題（レポート等）の提出を残した状況での帰国は認めておりませんので、その点に十分留意したうえで、進級・卒業にあたってのスケジュールを立ててください。
- ⑬ 学内選考通過者は、海外の協定校からの受入留学生をサポートする、「留学生サポータープログラム」への参加が、原則必須となります。渡航前もしくは帰国後に、最低1回はご参加いただく必要がありますので、あらかじめご承知おきください。

海外旅行保険ならびに海外危機管理サポートについて

- 派遣交換留学制度を利用し留学する塾生は、出発から帰国までの期間を補償する本学指定の海外旅行保険への加入ならびに海外危機管理サポートへの登録が義務付けられています（12カ月で15万円程度を予定）。
本学指定の海外旅行保険に加入した場合であっても、留学先大学や留学先国のビザを取得するために現地保険に加入が求められる場合は、双方の保険に加入する必要があります。
- 留学先大学から別途加入を求められる場合、留学先国・地域や渡航期間によって保険料額はさまざままで10万円～40万円程度になることがあります。特に北米の一部の大学では高額な保険への加入が必要になる場合があり、保険料額は本学指定の海外旅行保険と併せて合計 55万円程度になることもあります。
- 留学先大学で加入が求められる保険に関しては、留学先大学の都合等で毎年変わる場合があり、留学先大学への留学の手続きを進める中で、各自確認していただきます。
- 一部の大学では、留学先大学が指定する一定基準の補償内容をカバーした保険に日本で加入していることを指定期日までに書面で証明することにより、現地での保険加入が免除される場合もあります。
- 保険の加入やビザ申請等は、留学が決まった塾生が各自の責任において行うものですのであらかじめご了解ください。
- これは、たとえご自身の国籍やご実家等のある国へ留学をする場合であっても、派遣交換留学生全員に対して加入が義務付けられているものとなります。